

防府駅周辺交流広場設置及び管理要綱

令和7年5月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市の活性化と賑わいを創出するため、防府駅前に市民の憩いと集いの場として交流広場を設置し管理することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 交流広場 防府駅周辺に設けられた「みずかぜ広場」及び「であいの広場」をいう。
- (2) 鉄道事業者 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第7条第1項の鉄道事業者をいう。
- (3) 附属設備等 交流広場に附属する設備及び機器で、この要綱で定めるものをいう。

(所在地及び区域等)

第3条 交流広場の所在地等は次のとおりとする。

名 称	所在地	面 積
みずかぜ広場	防府市戎町一丁目2番2、15番21の一部	1,452m ²
であいの広場	防府市中央町10番1	1,310m ²

2 交流広場の区域は、別図のとおりとする。

(行為の禁止)

第4条 交流広場においては、何人も、次に掲げる行為（以下「禁止行為」という。）をしてはならない。ただし、次条の許可に係るもので市長が認めた行為については、この限りでない。

- (1) 施設、附属設備等を毀損し、又は汚損すること。
- (2) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (3) 自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。）を乗り入れ、又

は止めおくこと。

- (4) 許可車両以外の車両（道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両（自転車を除く。）をいう。）を乗り入れ、又は止めおくこと。
- (5) 球戯、ローラースケート、スケートボードその他これらに類する行為をすること。
- (6) 寝泊まりすること。
- (7) 噫煙し、又は火のついたたばこ、その他これらに類するものを所持すること。
- (8) 危険物を持ち込むこと。
- (9) 火気類を使用すること。
- (10) 鳥その他動物を飼養（餌付け行為を含む。）すること。
- (11) 風船その他飛行体を飛ばすこと。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、禁止行為をしていると認められるものに対し、禁止行為の中止、禁止行為に係る物品の撤去又は交流広場からの退去を求めることができる。

（使用許可の申請及び許可）

第5条 交流広場において、次の各号に掲げる行為をしようとするもの、並びに附属施設等を使用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) 募金、署名活動その他これに類する行為をすること。
- (2) 物品の販売、勧誘、宣伝又はビラ等の頒布をすること。
- (3) 興行、展示会、音楽会、演説、集会その他これらに類する催しをすること。
- (4) 業を目的として写真又は映像を撮影すること。
- (5) 看板、貼紙、貼札、のぼり旗その他これらに類する物を掲示し、又は設置すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、交流広場の全部又は一部を独占して使用すること。

2 前項の許可を受けようとするもの（以下「使用申請者」という。）は、関係機関と協議のうえ、使用開始日の3月前から使用開始日の14日前までに必要事項を記載した防府駅周辺交流広場使用許可申請書（兼減免申請書）（様式第1号。以下「使用許可申請書」という。）に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 前項の規定により、使用許可申請書の提出があったときは、市長はその内容を審査し、許可する場合は防府駅周辺交流広場使用許可書（様式第2号）を、不許可の場合は防府駅周辺交流広場使用不許可通知書（様式第3号。以下「不許可通知書」という。）を使用申請者に交付する。

4 市長は、第2項の許可（以下「使用の許可」という。）をする場合においては、許可の期間を定めなければならない。

(1) 3日を超えない期間。ただし、市長が特別に必要と認めるときは、この限りでない。

5 市長は、使用の許可をする場合において、交流広場の管理上必要な範囲で条件を付することができる。

(使用の不許可等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体によるものであるとき。

(3) 暴力団の利益になると認めるとき。

- (4) 近隣住民の生活に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、管理上支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用の許可に付した条件に違反したとき。
- (2) 前項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (5) 工事その他の広場の管理上やむを得ない事由が生じたとき。

3 前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止した場合（前項第5号による場合を除く。）において、使用者に損害が生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

（使用に係る基準等）

第7条 使用の許可に係る使用時間は、午前7時から午後10時までとし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。ただし、催し等に付随して物件等を一時的に置く場合、又は市長が特別に認めた場合は、この限りでない。

2 使用者は、みずかぜ広場を使用しようとするときは、あらかじめ鉄道事業者と協議を行い、承諾を得るものとする。

3 市長は、交流広場を使用する機会の公平性が損なわれるおそれのあるときは、交流広場の使用を調整するものとする。

4 前各項に掲げるもののほか、使用の許可に係る基準、条件等は、市長が別に定める。

（使用の変更等）

第8条 使用許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、使用の変更又は取消しをしようとするときは、使用開始日の前日までに防府駅周辺交流広場使用変更（取消）申請書（様式第4号。以下「変更（取消）申請書」という。）を市長に提出しなければならぬ

い。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定により変更（取消）申請書が提出された場合は、市長はその内容を審査し、許可する場合は防府駅周辺広場等使用変更許可書（様式第5号）を、不許可の場合は不許可通知書を交付する。

（使用料）

第9条 使用者は、使用の許可を受けて交流広場の全部又は一部を独占して使用するときは、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

3 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による使用料の減額又は免除（以下「減免」という。）の基準は、別表第2のとおりとする。

3 使用料の減免を受けようとするものは、第5条第2項の規定による使用の手続の際にその旨を申請しなければならない。

4 市長は、使用許可書を交付する際に減免の可否を当該申請者に通知するものとする。

（電力料金の負担）

第11条 使用者は、交流広場内に設置してある附属設備より電力の供給をうけるときは、別表第3に定める電力料金を負担するものとする。

（電力料金の負担金の減免）

第12条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条に規定する電力料金の負担金を減額し、又は免除することができる。

- 2 前項の規定による電力料金の負担金の減額又は免除（以下「減免」という。）の基準は、別表第2のとおりとする。
- 3 電力料金の減免を受けようとするものは、第5条第2項の規定による使用の手続の際にその旨を申請しなければならない。
- 4 市長は、使用許可書を交付する際に減免の可否を当該申請者に通知するものとする。

（原状回復）

第13条 使用者は、使用の許可に係る行為を終えたときは、速やかに行為をした場所を原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 使用者が前項の規定による義務を果たさない場合においては、市長は当該使用者に代わって原状回復の措置を実施し、その費用は当該使用者の負担とする。

（権利譲渡等の禁止）

第14条 使用者は、交流広場を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

（損害賠償の義務）

第15条 使用者は、使用者の責めに帰すべき事由によって施設、附属設備等を滅失又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

（免責事項）

第16条 市長は、次の各号において生じた使用者の損害については、賠償の責を負わない。

- (1) 交流広場における盜難・損傷等による損害
- (2) 自然災害その他不可抗力による事故
- (3) 交流広場内における衝突・接触その他の事故
- (4) 使用者の責に帰すべき行為等によって来場者に生じた損害
- (5) 鉄道高架からの漏水、騒音、振動、落下物（動物の糞等を含む）によって生じた損害
- (6) その他市の責めに帰さない事由により生じた損害

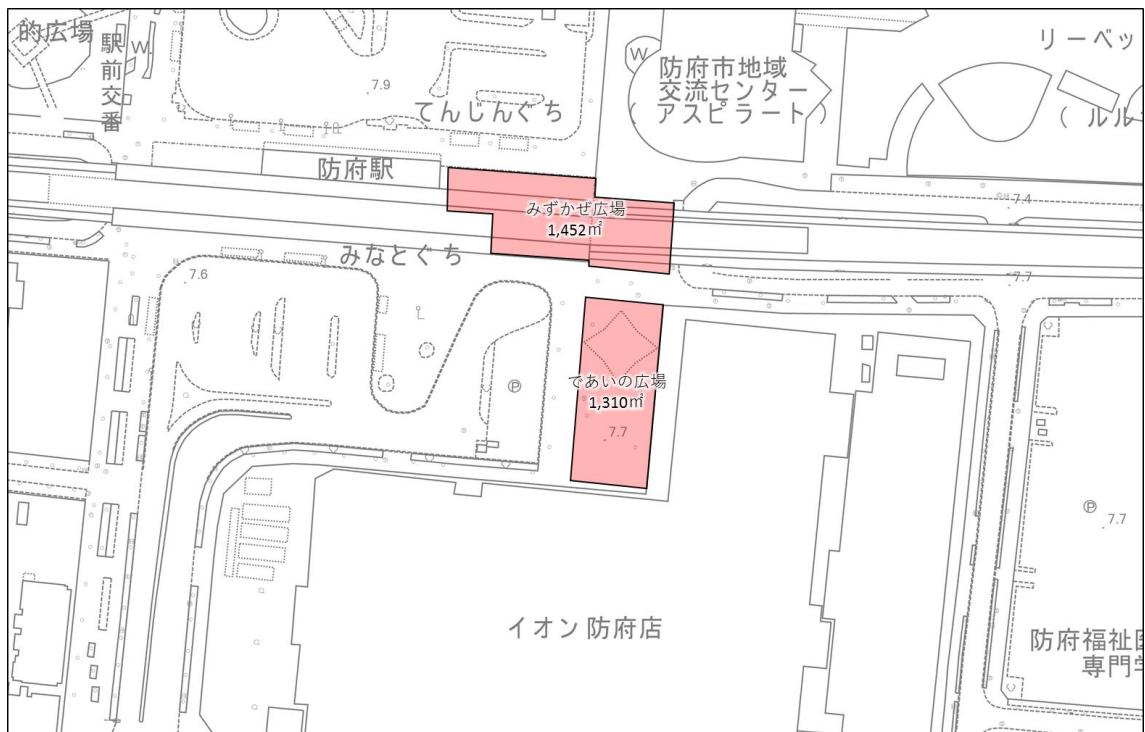
(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の制定に伴い、であいの広場設置及び管理要綱（平成27年4月1日制定）は、廃止する。

別図（第2条関係）



別表第1（第9条関係）

1 使用料

使用する場所	金額
みずかぜ広場 でありの広場	防府市行政財産使用料徴収に関する条例 (昭和39年防府市条例第28号) 別表第二 に定める額の例により算定した額とする。

備考

- 1 使用料の額が月額で定められている場合において、使用期間が1月に満たないとき、又は使用期間に1月に満たない端数があるときは、これを日割りにより計算する。この場合においては、1月の使用料の額の30分の1に相当する額をもって1日についての使用料の額とする。
- 2 一件の使用料の額が百円に満たないものは、百円に切り上げる。

別表第2（第10条関係）

使用料等の減額又は免除
1 免除
(1) 市（行政委員会、市が設置する附属機関等を含む。）が、主催、共催又は後援する事業で使用するとき。 (2) 市以外の官公庁又はこれに準ずる団体が主催、共催又は後援する事業で使用するとき。 (3) 個人又は各種団体が、物品販売等の商業利用を伴わず、公益目的で使用するとき。 (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があると認めるととき。
2 50パーセント減額 市内事業者が生産する農産物の販売等、市の産業振興に寄与すると認められるとき。

3 市長が定める割合の減額

市長が特別の事情があると認めるとき。

別表第3（第11条関係）

1 電力料金

附属設備	単位	金額
電気コンセント	持込電気器具の定格消費電力 の合計 1 キロワットにつき 1 時間	40円

備考

- 1 使用時間が1時間に満たないとき、又は使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間として計算する。

防府駅周辺交流広場使用許可申請書（兼減免申請書）

(宛先) 防府市長

防府駅周辺交流広場等設置及び管理要綱第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。

申請者	住所	〒		
	団体名(法人名)		代表者名	
	使用責任者		連絡先 (TEL)	
使用内容	行事名称		使用面積	m ²
	行事内容		参加予定人数	人
	使用期間	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで		
	使用場所	<input type="checkbox"/> あいの広場 <input type="checkbox"/> みずかぜ広場		
	車両搬入	<input type="checkbox"/> 有 · <input type="checkbox"/> 無	車両番号	
	物品販売	<input type="checkbox"/> 有 · <input type="checkbox"/> 無	広告配布	<input type="checkbox"/> 有 · <input type="checkbox"/> 無
	募金・啓発活動	<input type="checkbox"/> 有 · <input type="checkbox"/> 無	音響使用	<input type="checkbox"/> 有 · <input type="checkbox"/> 無
使用施設 附属設備	附属設備等	期間	数量	
	電気コンセント		時間	kWh
添付書類	<input type="checkbox"/> イベント実施計画書 <input type="checkbox"/> 会場レイアウト図 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 準備及び当日のスケジュール <input type="checkbox"/> イベント広告(チラシ等)		
備考				

※ 該当箇所に□を入れてください。

併せて、同要綱第10条第2項の規定により使用料、第12条第3項の規定により電力料金の減額・免除を申請します。

1 免除

- 市(行政委員会、市が設置する附属機関等を含む。)が、主催又は共催する事業で使用するとき。
- 市以外の官公庁又はこれに準ずる団体が主催又は共催する事業で使用するとき。
- 個人又は各種団体が、物品販売等の商業利用を伴わず、公益目的で使用するとき。

2 減額 50パーセント

- 市内事業者が生産する農産物の販売等、市の産業振興に寄与すると認められるとき。

3 その他

- () [免除 減額(%)]

※ 該当箇所に□を入れてください。

様式第2号(第6条関係)

年　月　日

防府駅周辺交流広場使用許可書

防府市長

印

令和　年　月　日 付け申請に係る交流広場の使用については、次のとおり許可します。

使　用　目　的					
使　用　内　容					
使　用　予　定　人　数					
使　用　責　任　者					
使　用　期　間				円	
				円	
				円	
使　用　場　所	<input type="checkbox"/> であいの広場 <input type="checkbox"/> みずかぜ広場			面積 m^2	
設　営　物　の　設　置	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()				
付　属　設　備	使　用　の　有　無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	使　用　時　間		円
持込電気器具	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有				円
	品　名				
	電　力　量				
使　用　料	円	免　除　額	円	免　除　後　の　額	円
電　力　料　金	円	免　除　額	円	免　除　後　の　額	円

遵守事項

- 1 防府市防府駅周辺広場等設置及び管理要綱を遵守すること。
- 2 この許可書は、使用中は常時携帯すること。
- 3 他の利用者に迷惑を及ぼさないよう十分注意すること。
- 4 風紀及び秩序を乱す行為をしないこと。
- 5 許可されない施設を使わないこと。
- 6 使用期間中の設営物等については、維持管理及び事故防止を徹底すること。
- 7 ゴミ等の散乱を防ぎ、使用終了後は清掃を行い、ゴミは持ち帰ること。
- 8 使用者は、使用に関して第三者に損害を与えたときは、使用者の負担により、損害を賠償すること。
- 9 その他職員の指示に従うこと。

第3号様式（第5条関係、第8条関係）

防府駅周辺交流広場使用不許可通知書

第 号	
申 請 者	住 所
	氏 名
不許可とする 理 由	
年 月 日 付けで申請のあった防府駅周辺交流広場の使用について は、上記理由により不許可となつたので通知します。	
年 月 日	防府市長 印

様式第4号（第8条関係）

年　月　日

防府駅周辺交流広場使用変更（取消）申請書

（宛先）防府市長

（申請者）住所（所在地）
（法人又は団体名）
氏名（代表者名）
連絡先

年　月　日付けで許可を受けた内容の変更又は取消しをしたいので、
防府駅周辺交流広場設置及び管理要綱第8条の規定により、次のとおり申請し
ます。

受けている許可の内容	
行事名称	
使用日時	年　月　日　午前・午後　　時から 年　月　日　午前・午後　　時まで
使用する施設	<input type="checkbox"/> あいの広場 <input type="checkbox"/> みずかぜ広場

変更

変更する内容	
変更する理由	

取消し

取消しの理由	
--------	--

※ 太枠内のみ記入してください。

既納使用料	円　※納付年月日（　年　月　日）
変更又は取消後の 使用料	円　※追納　　円　※還付　　円
備　考	

様式第5号(第8条関係)

年　　月　　日

防府駅周辺交流広場変更使用許可書

様

防府市長

印

年　　月　　日　付け申請に係る交流広場の使用の変更（取消し）については、次のとおり許可します。

許可年月日 及び番号											
変更の内容	区分	変更前		変更後							
変更の年月日											
備考											
既納の使用料	単価	数量	使用期間又 は使用時間	付属設備 使用料	免除額	計					
	円			円	円	円					
変更後の使用料	円			円	円	円					
					過不足額						

備考

- 1 変更前の許可の際に受けた遵守事項を守ること。
- 2 その他職員の指示に従うこと。